

藤枝市教育委員会

令和7年11月定例会議案

令和7年11月13日

藤枝市教育委員会 11 月定例会議事日程

日 時 令和7年11月13日(木) 午前10時から
場 所 藤枝市郷土博物館1階 講座視聴覚室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第18号議案	第2期藤枝市教育振興基本計画(後期計画)案について	-P1-
第19号議案	第3期藤枝市小中一貫教育推進計画案について	-P3-
第20号議案	藤枝市子ども読書活動推進計画(第5次)案について	-P5-
第21号議案	藤枝市文化財保存活用地域計画案について	-P8-

日 程 第2

諸般の報告

○教育政策課

- ・小規模特認校制度の状況について -P11-
- ・第3回 Fujieda English Camp ~ Christmas Event ~の開催について -P12-

○図書課

- ・藤枝市立図書館における年末年始の対応について -P13-

○その他

閉 会

次回教育委員会予定

(定例会) 令和7年12月23日(火) 午後2時(西館5階 第2委員会室)

第 2 期藤枝市教育振興基本計画（後期計画）案について

第 2 期藤枝市教育振興基本計画（後期計画）の策定にあたり、行政経営会議を経て別案をパブリックコメントに付す。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

本市の総合的な教育振興の方針について定めた「第 2 期藤枝市教育振興基本計画（後期計画）」の案に対し、行政経営会議を経てパブリックコメントを実施するため付議するものです。

第2期藤枝市教育振興基本計画（後期計画）の策定について

（教育部 教育政策課）

1. 計画概要

(1) 策定の目的

すべての子どもたちが、自らの可能性を最大限に引き出し、未来を切り拓く力を育むことができるよう、本市の教育のあるべき姿を明確にするとともに、国が進めるNEXT GIGAや生成AIの進展、地域課題の複雑化など、教育を取り巻く新たな状況に柔軟かつ積極的に対応することを目的とする。

(2) 効果

個に応じた学びの支援等により、自ら学び、挑戦し、未来を切り拓く力を備えた子どもたちの育成に寄与する。また、発達段階に応じた円滑な学びの環境を充実させ、誰ひとり取り残されない学びの実現につながる。

(3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間・後期計画部分）

(4) 改定の要旨

前期計画で判明した課題や、国・県の教育施策の最新の動向をふまえ、重点的に取り組むべき項目を設定のうえ、行動計画を見直すことにより、さらに急激に変化する社会状況に伴う新たな教育課題等に適切かつ迅速に対応する。（案P22・23）

(5) 計画の構成（基本理念、基本指針・方針、施策、目標値など）

本市の教育施策を一貫した理念・方針の下で推進するため、教育大綱として定めた「基本理念」及び「目標」を継承し、行動計画として定めた「政策」及び「施策」を見直す。（案P24・25）

基本理念：豊かな学びで笑顔をつなぐ

目標1：共生（協働）～互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実

目標2：自立（自律）～個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実

目標3：学びの環境づくり～いつでもどこでもだれでも学び、活躍できる環境づくり

2. 今後のスケジュール

令和7年11月 計画案の承認（行政経営会議）、報告（市議会）

12月 パブリックコメントの実施（～1月）

令和8年2月 パブリックコメント結果報告（行政経営会議、市議会、教育委員会）

3月 計画公表・周知

第 3 期藤枝市小中一貫教育推進計画案について

第 3 期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定にあたり、行政経営会議を経て別案をパブリックコメントに付す。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

本市の小中一貫教育の方針について定めた「第 3 期藤枝市小中一貫教育推進計画」の案に対し、行政経営会議を経てパブリックコメントを実施するため付議するものです。

第3期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定について

(教育部 教育政策課)

1. 計画概要

(1) 策定の目的

幼稚園等での「学びの芽生え」時期から義務教育期間を通して、“育てたい子ども像”を家庭・地域・園・学校等が共有し、系統立てた「学び」の指導や、地域ぐるみで子どもの育ちの支援を行うことで、子どもたちが確かな学力を習得し、豊かな人間性を育むことができるよう、本計画を策定する。

(2) 効果

家庭や地域、園、学校等が、計画に基づき中長期的な視点で取り組むことにより、子どもの学びと育ちを切れ目なく支援できる体制の構築や円滑な学びの接続が図られ、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の軽減につながる。

(3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(4) 改定の要旨

これまで本市で進めてきた、小中学校間の連携による「縦の小中一貫教育」と、地域や家庭と学校との連携による「横の小中一貫教育」を深化させ、一層の充実を図る。（案P11・12）

(5) 計画の構成（基本理念、基本指針・方針、施策、目標値など）

第1期からの理念を引き継ぎ、あわせて重点的に取り組む項目を基本方針に位置付ける。（案P13・15）

基本理念：藤枝の未来を拓く子どもたちを共に育てる

基本方針1：『ふれあい』をつなぐ～社会的資質の向上～

2：『学び』をつなぐ～学びの接続と連続性の確保～

3：『夢・希望』をつなぐ～豊かな人間性の育成～

4：『地域』をつなぐ～地域を担う人材の育成～

5：『観』をつなぐ～教職員の指導力向上～

2. 今後のスケジュール

令和7年11月 計画案の承認（行政経営会議）、報告（市議会）

12月 パブリックコメントの実施（～1月）

令和8年2月 パブリックコメント結果報告（行政経営会議、市議会、教育委員会）

3月 計画公表・周知

藤枝市子ども読書活動推進計画（第 5 次）案について

藤枝市子ども読書活動推進計画（第 5 次）の策定にあたり、行政経営会議を経て別案をパブリックコメントに付す。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

本市の子ども読書活動を推進する方針について定めた「藤枝市子ども読書活動推進計画（第 5 次）」の案に対し、行政経営会議を経てパブリックコメントを実施するため付議するものです。

藤枝市子ども読書活動推進計画の策定について

(教育部 図書課)

1. 計画概要

(1) 策定の目的

子どもが将来に渡り自主的な読書活動を行うことができるよう、環境整備や読書機会の提供、読書活動の啓発などの取組により、読書習慣の定着と子どもの健やかな成長を目指すため、「藤枝市子ども読書活動推進計画（第五次）」を策定する。

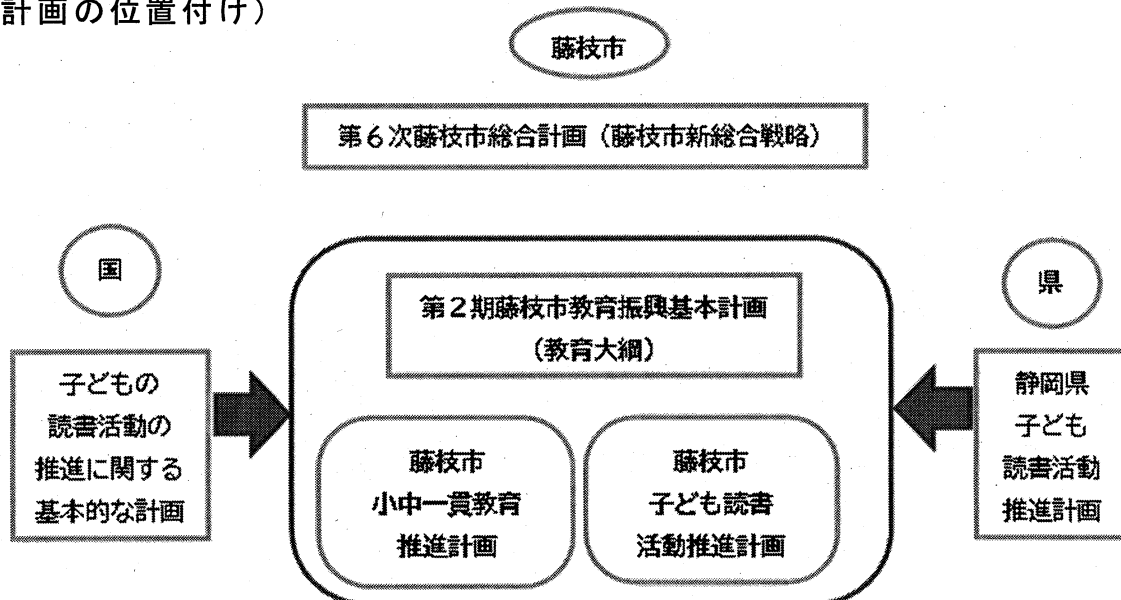
(2) 効果

読書習慣の推進が図られ、一人ひとりの子どもに自らの未来を切り拓く力が備わる。

(3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(計画の位置付け)



(4) 改定の要旨

第四次の成果を踏まえ、地域ぐるみの推進体制の強化を図る。読み聞かせボランティアを養成し、園、学校や図書館等で継続的に活動できる場の提供を推進する。電子図書館は利用促進を図り、児童・生徒向けのコンテンツを計画的に充実。読書バリアフリー法の趣旨に沿い、障害の有無にかかわらず利用しやすい配架・案内のゾーンを新設し、紙と電子の両輪で読書機会を広げる。

(5) 計画の構成（基本理念、基本指針・方針、施策、目標値など）

【基本理念】「ふじえだっ子の未来を切り拓く！ 地域で育む豊かな心」

【基本方針】

【施策】

読書活動の推進	(1)家庭における読書活動の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ・ブック事業の実施（新規） ・赤ちゃんタイムの実施 ・父親の読み聞かせ講座の実施 ・ブックスタート事業の実施
	(2)幼少期の読書活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・読書っ子育成事業の実施 ・読み聞かせボランティア団体等の活用 ・セカンドブック事業の実施 ・読み聞かせボランティア育成講座の開講（新規）
	(3)学校における読書活動のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・調べ学習の支援 ・学校図書館司書との連携 ・GIGA スクールタブレットを活用した電子図書館サービスの充実（新規）
	(4)地域における読書の環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域書店との連携（新規） ・静岡県子ども読書アドバイザーの会@ふじえだとの連携（新規） ・図書館のユニバーサルデザイン化の推進（新規）
啓発・広報等の推進	(1)情報の収集・提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用 ・情報発信の充実 ・読書ボランティア団体への支援 ・ふじえだ電子図書館の充実
	(2)読書週間、子ども読書の日等の啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館における取組み ・幼稚園・保育所等、学校における取組みの周知

【目標数値】（抜粋）

- ・ふじえだ電子図書館における小中学生の利用冊数
（現状）9,783冊 ⇒ （目標）11,000冊
- ・1ヶ月の読書冊数
（現状）小学生 6.4冊 ⇒ （目標）8冊以上
（現状）中学生 3.2冊 ⇒ （目標）5冊以上
（現状）高校生 1.6冊 ⇒ （目標）3冊以上
- ・市立図書館による団体貸出の定期巡回を希望している幼稚園・保育園等の数
（現状）29園 ⇒ （目標）31園
- ・児童図書蔵書冊数・年間貸出冊数（12歳以下の子ども1人あたり）
（現状）12.9冊 ⇒ （目標）14.9冊
（現状）22.9冊 ⇒ （目標）25.3冊

2. 今後のスケジュール

- 1 1月 計画案の承認（行政経営会議） 計画案の報告（市議会）
- 1 2月 パブリックコメント（～1月）
- 令和8年2月 パブリックコメント結果報告（行政経営会議・市議会）
- 3月 計画公表、周知

藤枝市文化財保存活用地域計画案について

藤枝市文化財保存活用地域計画の策定にあたり、行政経営会議を経て別案をパブリックコメントに付す。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

本市における歴史文化資産の保存・活用の方針と取組について定めた「藤枝市文化財保存活用地域計画」の案に対し、行政経営会議を経てパブリックコメントを実施するため付議するものです。

文化財保存活用地域計画の策定について

(スポーツ文化観光部 文化財課)

1. 計画概要

(1) 策定の目的

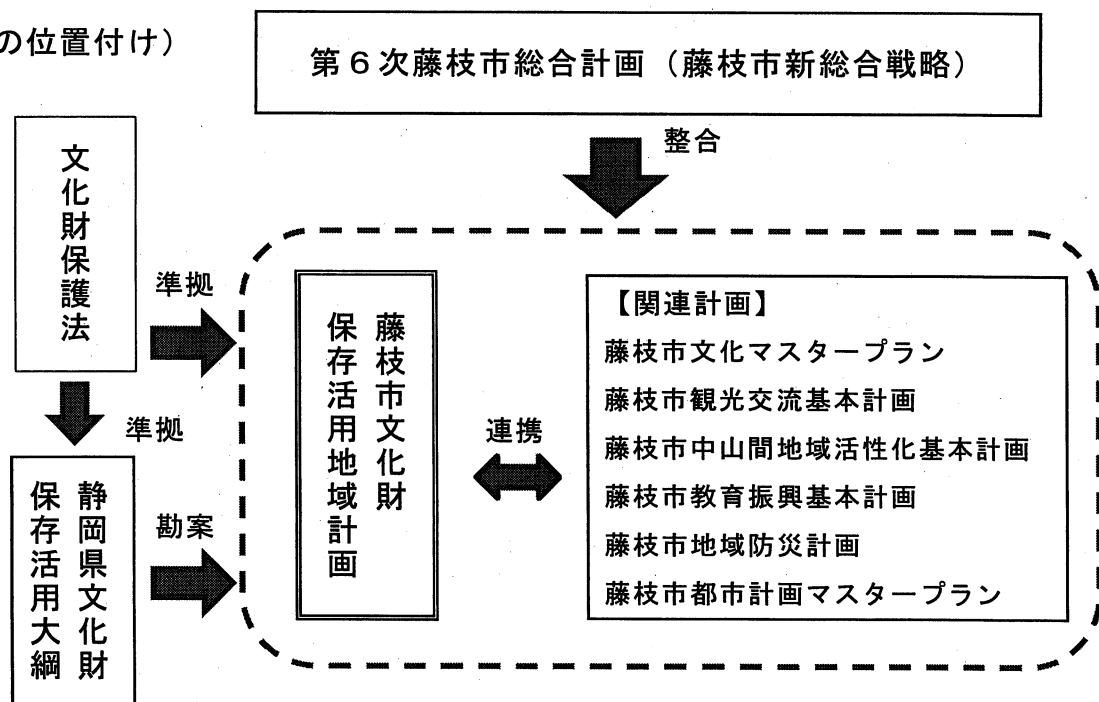
市域の歴史文化資産を確実に保存し、多様な人材が関わって関連分野と連携しながら活用を推進することで、次世代への継承を目指すため、国指針や県大綱と整合を図りながら策定し令和5年7月に国認定を受けた計画について、現状に合わせて見直しを行うとともに総合計画（後期）と整合をとる。

※【根拠法令】文化財保護法第183条の3

(2) 計画の期間

令和5年度から令和12年度までの8年間

(計画の位置付け)



(3) 改定の要旨

しずおか遺産など新たな文化財活用の取組を追加し、近隣自治体と連携した発信事業を推進することや、指定等文化財の件数、関連計画等について現状に合わせた改定を行って計画内容に反映させることで、本市の個性ある歴史文化資産の効果的な保存・活用を図る。

なお、本計画は令和5年7月に文化庁の認定を受けた法定計画で、目指す方向性と取組を示すものであるため、今回の改定は、文化庁の指針による軽微な変更の範囲内とし、全体的な見直しは次期計画で行う。

(4) 計画の構成

基本理念：「東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化を藤枝ブランドとして
活かし、交流を生み出すまち」

基本方針 1：地域の宝の掘り起こし（把握する）

2：後世に守り伝える（保存する）

3：関わる人の輪を広げる（人材を増やす）

4：魅力を活かす（活用する）

保存活用のための措置

1 地域の宝の掘り 起こし（把握する）	①歴史文化資産の把握 ②歴史文化資産の再評価	③所蔵資料の整理
2 後世に守り伝える （保存する）	①指定等による保護の推進 ②所有者との連携 ③計画的な保存修理	④整備した施設の適正な維持 ⑤未指定の歴史文化資産の保存 ⑥埋蔵文化財の保存
3 関わる人の輪を 広げる（人材を増 やす）	①市民団体と連携した保存活 用 ②市民への情報発信 ③地域の伝統文化の継承支援	④学校教育・社会教育との連携 ⑤保存活用を担う体制の維持
4 魅力を活かす （活用する）	①発信力の強化 ②体感する機会の創出 ③博物館機能の強化	④観光との連携 ⑤まちづくりとの連携 ⑥公開施設の活用
関連文化財群 ※テーマごとの 保存活用	1 東海道がつなぐ交流 2 茶文化がつなぐ交流	
歴史文化資産の防 犯・防災	①平常時（発災前） ②災害発生時	

2. 今後のスケジュール

令和7年 11月 計画案の承認（行政経営会議）

11月 計画案の報告（市議会）

12月 パブリックコメント（～1月）

令和8年 2月 パブリックコメントの結果報告、計画決定（行政経営会議、
文化財保護審議会）

3月 パブリックコメントの結果報告、計画報告（市議会）

3月 改正内容の報告（文化庁）

3月 計画公表、市民周知

小規模特認校制度の状況について

(教育政策課)

1 趣旨

「小規模特認校制度」について、10月14日に申し込みを締切り、7名の申し込みがあった。その後、申込者親子・学校・市教委の3者により“安全に通学と学校生活を送れること”を確認する面接を行い、申込者7名全員に、来年4月から小規模特認校制度による転入学を認める「特認校入学承認通知書」を送付したので報告する。承認者は、最終的に指定された学校を変更する手続きを行うこととなる。

<小規模特認校制度とは>

市内児童が居住地で指定される小学校以外の小規模小学校への転入学を希望した場合に特例で認める制度。令和4年度入学から本市は本制度を導入し、自然あふれる環境で少人数ならではの特色ある教育が受けられる「瀬戸谷小学校・朝比奈第一小学校・葉梨西北小学校」の3校で活用できる。

2 承認までの経緯

- 7月下旬 広報ふじえだで告知
- 8月下旬 新1年生へちらし配布、新2年～新6年生へさくらメールを送付
- 9月5日 募集開始（～10/14）
- 9月5日～ 学校体験会（西北9/5、朝比奈9/9、瀬戸谷9/10）
- 10月21日～ 学校面接（西北10/22、朝比奈10/21、瀬戸谷10/29）
- 11月上旬 特認校入学承認通知書 発送

3 申込・承認一覧（令和8年4月1日）

学校/学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	卒業生
葉梨西北	1 <u>R8(1)</u>				2 R4(1),R6(1)	2 R6(1), <u>R8(1)</u>	5	中2年(私立1) 中1年(附属希望)
瀬戸谷		5 R7(4), <u>R8(1)</u>	1 R6(1)		1 R5(1)	1 R5(1)	8	中2年(瀬中2) 中3年(瀬中1)
朝比奈第一		2 R7(2)	3 R7(1), <u>R8(2)</u>	1 R5(1)	2 <u>R8(2)</u>		8	中2年(岡中2, 藤中1) 高校1年(岡中2)
学年計	1	7	4	1	5	3	21	

4 今後のスケジュール

- 11月上旬～ 指定学校変更手続き開始（最終的な学校変更手続き）
- 2月上旬 入学説明会（葉梨西北 2/5 朝比奈第一 2/12 瀬戸谷 2/18）
- 4月1日 入学・転校

1 趣旨

小学校で外国語活動を楽しんでいる小学 5、6 年生と中学生が、市内小中学校に勤務する外国語指導助手 (ALT) と一緒にクリスマスにちなんだお菓子作りを楽しむことを通して、英語に慣れ親しむとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高める。

Fujieda English Camp は、現在年に 4 回開催しており、第 1 回目は小学 5 年生から中学 3 年生を対象にクイズコンテスト、第 2 回目は小学 3、4 年生を対象としたクラフトイベントを行った。今回は第 3 回目となる。

2 概要

(1) 日 時 令和 7 年 12 月 13 日 (土)

A 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

B 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

※A、B は、同じプログラム。

(2) 会 場 青島北地区交流センター (藤枝市南新屋 14-1)

(3) 対象および募集人数

藤枝市在住の小学 5 年生から中学 3 年生 各回 23 人 計 46 人

応募人数が募集人数を超えた場合は抽選により参加者を決定する。

<昨年度の様子>



※昨年度は、第 3 回目に小学 3、4 年生を対象にクラフトイベントを行い (左写真)、第 4 回目に小学 5 年生から中学 3 年生を対象にクッキングイベントを行いました。

(図書課)

1 趣旨

長期休暇となる年末年始に、読書を楽しむ機会を提供するため、この時期ならではの図書館サービスを積極的に展開する。

利用者の利便性を向上させると同時に、年末年始にじっくり読書を楽しめる環境を提供する。

2 概要

(1) 「福本」イベントの実施 (駅南・岡出山・岡部図書館)

日 時 令和8年1月6日(火) 各館の開館時間内

内 容 趣向を凝らしたテーマに沿って選書した「福本」と題した福袋を作成し、本のタイトルを隠したまま、複数の本をひとまとめにして貸し出しする。

お楽しみ福袋の感覚で本を借りることにより、普段は手に取らないジャンルの本との出会うことで、読書の幅を広げるきっかけづくりを行う。

今年のテーマは、色やポジティブワードなどとし、各館の会計年度任用職員も含めた全職員が参加して本を選書する。

また、新刊本のうち、貸し出し回数が少ない資料を優先的に使用することで、図書館資料の効率的な活用を目指す。

(2) 貸出期間の延長

対象期間 令和7年12月15日(月)～令和7年12月28日(日)

内 容 上記の期間中、通常の貸出期間2週間に延長する。

今年度は年末年始の休みが例年より長いため、忙しく本に接する機会が少ない方、長編小説を読破したいと思っている方、普段は手に取らないジャンルの本に挑戦してみたい人などに、落ち着いて自分のペースで読書を楽しむ機会を提供する。

3 広報

図書館ホームページや公式X、広報ふじえだ、館内掲示等で利用者に周知を図る。

